

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスA事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1号イ(イ)に規定する通所型サービスA事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。)の例による。

(内容)

第3条 通所型サービスA事業で提供されるサービスは、柏原市介護予防・生活支援サービス実施要綱第3条第1号又は第2号に該当する者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)について、その介護予防を目的として、省令第140条の62の6で定める施設に通わせ、当該施設において、介護予防ケアプランに定める期間にわたり、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援及び運動やレクリエーションの提供を行う支援とする。

(実施方法)

第4条 通所型サービスA事業は、通知別記1(1)ア(エ)①の(C)に定める方法により実施するものとする。

(単位数及び単価等)

第5条 通所型サービスA事業の単位数は、別表に定める単位数とする。

2 通所型サービスA事業の1単位の単価は、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)に定める通所型サービスA事業

を行う柏原市の地域区分における通所介護の割合に10円を乗じた額とする。

3 通所型サービスA事業で提供するサービスと他の通所型サービスの月の合計単位は、通知別添1の2に定める月当たりの包括単位以下とする。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、通所型サービスA事業の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

サービスの種類	種類	単位数
通所型サービスA（Ⅰ）	全日	305単位/回
通所型サービスA（Ⅱ）	半日	177単位/回

1. 加算

(1) 送迎加算

利用者に対し、送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と通所型サービスA事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき21単位を加算する。

(2) 入浴加算

入浴介助を適切に行うことができる人員を配置し、入浴介助が必要と認められる利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき28単位を加算する。

2. 減算

(1) 定員超過減算

利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に $70 / 100$ を乗じる。

(2) 人員基準欠如減算

通所型サービスA従事者の数が基準に満たない場合は、所定単位数に $70 / 100$ を乗じる。